

中国金融体制改革の現状と課題

—不良債権と人民元問題を中心に—

大久保 熱

目 次

1. はじめに
2. 不良債権
3. 国有商業銀行の改革
4. 中国人民元について
5. 株式制商業銀行
6. 地方性金融機関問題
7. ノンバンク問題
8. 信用問題
9. おわりに

1. はじめに

中国は2001年11月10日、世界貿易機関（WTO）への加盟を認められた。1986年にガットに加盟申請してから15年の歳月が過ぎた。WTOに加盟することで、金融分野では特に外資との競争が厳しいといわれている。なぜ、金融分野が厳しいのか。中国は1978年に対外開放を始めてから、改革開放を鋭意進めてきた。金融分野は経済全体にかかわるために、金融分野だけが改革を進めることは出来ない。金融機関の最大の顧客である国有企業の改革が進まなければ、金融機関だけが改革を進めることは出来ない。特に、四大国有銀行の場

今は、主な融資先が国有企業であるだけに、国有企業が近代的企業制度に基づいて改革されなければ、国有銀行自身の改革は進まないといつても過言ではない。四大国有銀行が眞の商業銀行となることを妨げている最大の問題は、不良債権問題であるといえる。

米国のオニール財務長官は2001年9月10日、北京の対外経済貿易大学で講演し、中国経済に関して「世界経済の影響を受けず、力強く成長している」との認識を示した。同時に、国有企業改革や金融機関、財政部門の改革を促した。国有企業に関しては特にコーポレートガバナンスの改革が必要との考えを示した。

最近の報道を見ると、世界経済の不況の中で、中国経済が1人勝ちの感じを与える報道が少なくない。しかし、中国経済にも泣き所がある。その最大の問題は、三農問題といわれる農業、農村、農民問題である。WTO加盟で最も影響を受けるのが、この分野とされている。しかし、この問題は解決に長期を要する。当面の問題としては、オニール財務長官が指摘しているように、金融体制改革と国有企業改革が焦眉の急といえる。

中国の金融について、全体的な理解を得るために、国家統計局が発表した2000年統計公報で、金融関係の統計数字をまとめてみると、2000年12月末現在、金融機構各種預金残高12.38兆元、13.8%増、うち企業預金4.4兆元、18.6%増、都市農村住民貯蓄預金6.43兆元、7.9%増。金融機関各種貸出残高9.94兆元、13.4%増、となっている。預貸差が大きく、特に個人預金は1978年の対外開放時200億元だったものが、実に350倍近くなっていることに注目したい。

中国では、2001年から2005年までが、第十次五カ年計画の期間となっている。このいわゆる“十五”計画によれば、金融関係については、およそ次のように記されている。「国有独資商業銀行に対し、総合改革を進め、条件のある国有独資商業銀行は国家がコントロールする株式制商業銀行に改組し、リスク防

止体制を作り、競争能力を高める。健全な監督管理体制のもとで、中小金融機関を規範的に発展させる。政策性銀行の効能を發揮させる。保険市場の主体多元化を推進する。積極穩当に通貨市場を発展させる。公開市場業務を拡大し、金利市場化改革を緩やかに推進する。人民元相場形成メカニズムを改善し、市場の需給を基礎とする管理された変動相場制度を完全にする」。

“十五”計画では、およそ以上のように記されているが、当面、中国の国家指導者はどの点に特に关心を持っているのか。朱鎔基総理は、2001年年初の全国銀行証券保険工作座談会で潜在的な金融リスクについて触れ、およそ次のように述べている。「当面の金融領域に存在する問題を低く評価してはならない。潜在的な金融リスクを軽視してはならない。わが国が間もなくWTOに加盟し、経済構造の戦略的調整の推進を早めなければならない新情勢のもとで、金融系統は新しい挑戦に直面する。金融系統の同志はさらに責任感と緊迫感を増強しなければならない。金融の監督管理をしっかりと強め、改良進歩させることが、今年の金融工作的重点であり、当面のわが国の金融領域に存在する問題を解決し、金融の平穏な運行を保証する力ギである」。^{注1)}

朱鎔基総理が、潜在的な金融リスクと言っているのは、特に国有独資商業銀行の不良債権問題である。

また、中国の中央銀行である中国人民銀行戴相龍総裁は国務院新聞弁公室が開いた内外記者会見等での発言の中で、次の諸点に触れている。「個人消費者ローン、住宅ローンと進学ローンを増加させ、中小企業、特にハイテク企業の合理的資金需要を支持する。四行の国有商業銀行は2000年に個人住宅、進学および消費者ローンを2347億元新しく増加させた。これは四行の当年の新しく増加した貸出の29.7%に達する。2000年末現在、全金融機関貸出しのうち、非国有企業貸出の占める比率は48%で、前年よりも2%上昇した。国有企業の改革と脱困難の3年目標実現を支持した。569社の国有企業に債権の株式転換3951億元を実施し、これらの企業の資産負債率を70%以上から50%以下に引

下げた。1998年から2000年までに、国有独資商業銀行は不良債権1176億元を償却した」。^{注2)}

中央銀行として、国有商業銀行の融資を、国有企业中心から、住宅ローンを中心とする個人向けローン増加に転じさせている。国有企业支援のために、国有企业に対する融資を、融資先の株式に転換し、借入利息負担を無くし、早期に黒字企業にするという新しい政策を実施しているのである。

いかにして銀行の不良債権問題を解決するか、国有企业改革をいかにして促進するか、について中央銀行が奮闘努力していることを示している。

金融体制改革の主な内容について整理すると、およそ以下のものがあげられる。

1. 中央銀行の管理監督体系樹立
2. 国家專業銀行を眞の国有商業銀行とする
3. 農村信用社の強化
4. 政策性銀行の機能発揮
5. ノンバンクの稳健な発展
6. 株式制の地域性商業銀行の発展
7. 中国金融業の対外開放促進
8. 金融市场体系樹立
9. 金利市場化の実現
10. 人民元交換性の実現
11. 金融立法の加速と、法律法規による市場コントロール

本稿は、これらの中で、特に重要なと思われる不良債権問題、中国人民元問題を中心に、国有商業銀行の改革、主要中小金融機関問題、ノンバンク問題、更には信用問題等について取りまとめたものである。

2. 不良債権

中国は、1980年代初めから、当時の国営企業に対する財政資金交付を銀行融資に改めた。これを中国では「撥改貸」といっている。そのため、本来財政補助の性格のものを銀行融資で行なったものもあったとされる。その他、「金融の財政化」といって、地方政府の首長等が地元の銀行に対して、特定企業あるいは特定プロジェクトに対する融資を指示するケースも少なくなかったとされる。地方の首長は、地元銀行の人事権を握っていたので、首長の指示を拒否することは難しかった。こうした融資の多くが不良債権になったとも言われる。

銀行が第三者の干渉を受けないで、融資を行なうことについて、法的裏づけが出来たのは1995年になってからのことである。1995年に中国は「中華人民共和国商業銀行法」を制定した。これは法律の形式で商業銀行の地位と作用を定めたものであり、一つの重大な転機であった。銀行法が出来たことによって、銀行は融資に当たって第三者の干渉を受けずに融資することについて、法的裏づけが出来たことになる。

中国政府は、不良債権処理を行なうために、財政部が出資して、四大国有商業銀行のそれぞれに資産管理公司を設立した。

四大国有商業銀行から、銀行法の出来た1995年までの不良債権を剥離して、資産管理公司へ不良債権を移管した。その金額は約1.4兆元である。具体的には次の通りとの報道がある。

	不良資産の源	不良資産額
華融資産管理公司	中国工商銀行	4077 億元
信達資産管理公司	中国建設銀行、国家開発銀行	3500 億元
東方資産管理公司	中国銀行	2500 億元
長城資産管理公司	中国農業銀行	3458 億元

注3)

もう一つの報道では、「四社の資産管理公司が国有銀行から13939億元の不

良債権を接收した。国有商業銀行の不良貸出比率は平均9.7%下降した」^{注4)}となっている。

この金融資産管理公司については、「金融資産管理公司条例」が2000年11月1日国務院第32回常務会議通過、11月10日国務院令第297号にて公布され、公布の日より施行された。7章34条からなり、登録資本百億元は、財政部から支出し、総裁、副総裁は国務院が任命。人民銀行の再貸出は年利2.25%の固定金利を実行する等と規定されている。

不良債権処理と国有企业改革支援を兼ね合わせたのが、いわゆる“債転股”である。銀行からみれば債権、企業側からみれば債務を借入企業の株式に転換する方法である。この方法で、四行の国有商業銀行から剥離した約1.4兆元の不良債権のうち、約4000億元を株式に転換した。この“債転股”はどの程度効果があったのであろうか。

国家統計局企業調査総隊の調査結果では、“債転股”の504企業のうち2000年に黒字となる見込のものが439社で総数の87.1%。調査では、企業の“債転股”の後、平均毎月利息負担軽減は37.23億元、資産負債率は従来の68.68%から45.62%に減少する。分析報告によれば、主要な問題としては、一に株式買戻しの圧力が大きい。目下、多数の“債転股”企業はみな金融資産管理公司と株式買戻し協定を締結している。買戻し期限は多くが5年ないし7年である。二に、大部分の企業には余剰人員がいる。504企業のうち、424企業には余剰人員があり、そのうち10社は余剰状況が特に厳しい。三に、企業の社会的職能を行なう機能（福利厚生関係をさす）を分離し、余剰人員に新しい職を見付けることは容易ではない。504企業のうち、一時帰休者（企業との労働契約は残っているが、出社しない従業員、レイオフ）がいる企業は465社である。四に、企業の体制改革をきちんとやることは決して容易ではない。^{注5)}

全国経貿工作会议によれば、債転股企業は2000年には8割以上が黒字に転換した。国家経貿委員会盛華仁主任の紹介では、既に580社に対して債転股を

実施した。債転股総額は4050億元。既に2000年4月から、これら企業は銀行に対する利息支払いを停止している。初步的な計算では、企業の利息支出を200億元前後減らすことができる。債転股企業の資産負債率は元来の70%以上から50%以下に低下した。^{注6)}

ところで、不良債権というのは、中国の金融機関のうち、四大国有銀行だけにあるものではない。四大銀行は、地方政府の首長等の指示による政策性融資を行い、その多くが不良債権となったとの認識で、四大銀行の1995年までの不良債権は財政で処理することとなった。しかし、四大銀行には1995年以降も不良債権が生じている。国家開発銀行等の政策銀行にも不良債権が生じている。政策銀行の不良債権は、主として農業発展銀行の不良債権といわれる。農村信用社の不良債権もある。地方中小金融機関、信託投資公司の不良債権もある。

資産管理公司を設立して四大銀行の不良債権を剥離して処理することで、どの程度効果があったか。まず、債務逃れとか法的不備等で、資産管理公司は苦戦している。

中国人民銀行の2001年の調査では、2000年末までに、金融債権管理機構が認定した債務逃れの企業は既に32140社となった。債務逃れの銀行貸出元利は1851億元に達した。^{注7)}

資産管理公司による債権回収にはどのような困難があるか。長城資産管理公司の汪興益総裁によれば、第一に法律上の障害がある。たとえば、訴訟段階の訴訟主体の変更については規定があるが、執行段階の主体変更については明確な規定がないので、ある裁判所は執行主体の変更について法的根拠が無いとして、執行申請を拒否する。第二に地方保護主義である。ある地方政府は地元の利益のために国家利益を省みず、企業が金融債務を逃れることを容認する。第三に、資産管理公司には特殊手段が不足している。たとえば、企業が財務検査を拒否すると、長城公司はどうしようもない。特に資産を隠匿している企業や

個人に対して強制措置や手段をとれない。^{注8)}

資産管理公司に移された不良債権は、どの程度回収されたのであろうか。

2001年9月末までに、四社の資産管理公司は不良資産を合計930.8億元処置し、資産377.7億元を回収した。うち、現金は232.8億元。もし、4050億元の債転股（債権の株式転換分）を除外すると、まだ9000億元近くの不良資産がある。目下の進み具合から見ると、全部の不良資産の処置にはおよそ20年の歳月がかかる。^{注9)}

90年代中期以降、直接投資はM&Aが主流となっている。目下、外国直接投資の85%以上がM&Aとなっている。しかし、中国の場合は、市場の成熟度の問題や外為管理法上の問題から、対中直接投資の70%が伝統的な合弁合作方式となっている。7月の全国外資工作会議の後、国家経済貿易委員会は「国有企业が外商投資を利用して資産リストラを行なうことについての暫定規定」を出し、国有経済の戦略的リストラと国有企业改革の過程で、大胆に外資を利用する積極的態度を表明した。外経貿部、財政部と中国人民銀行は、最近、外資が資産リストラと国内不良資産処置に参加することについて、連名で暫定規定を出し、明確な規定を作った。資産管理公司が世界各地で、ロードショウを行なったところ、不良債権に対する外資の感触はよかつたと、中国で報じられている。上述のように、いまのペースでは、“債転股”的部分を別としても、資産管理公司に剥離した不良債権処理だけで20年かかるとされている。“債転股”的部分の処理だけでも容易ではない。更に、四大銀行を中心に各金融機関にある不良債権を考えれば、中国金融機関の不良債権処理は大変に大きな問題といえる。

銀行の不良債権問題を国有企业改革から見るとどうなるか。中国社会科学院の2001年秋季報告で次のように指摘している。

国有企业改革で、今後行うべきことが三つある。第一に、資産リストラをやった企業、特に債務の株式転換をやった企業の最終処置をどうするか。第二に、株式制改造を行った企業の多くは良好な資産を剥離し、債務と不良資産を母体

企業に残した。そのため、母体企業の改革は更に難しくなっている。これをどうするか。第三に、まだ資産リストラも、債務の株式転換も、株式制改造も行っていない企業の改革と脱困難をどうするか。

銀行の不良債権問題を解決するには、国有企業改革が進まねばならない。しかし、国有企業改革自身も決して容易ではないことがわかる。

中国は、資産管理公司を作り、“債転股”をやり、不良債権処理に鋭意努力してきた。それでは、四大国有商業銀行の不良債権の現状はどうなっているのか。2001年11月1日に開かれた“2001不良資産処置国際シンポジウム”で、中国人民銀行の戴相龍総裁は、およそ次のように述べた。

「金融運行には各種のリスクが存在している。その中で一つの重大なリスクは国有独資銀行の不良貸出比率が高すぎることである。今年9月末現在、四行の国有独資銀行の人民元と外貨の貸し出しは6.8兆元である。うち不良貸し出しは1.8兆元であり、全部の貸し出しの26.62%を占めている。そのうち実際に損失となったのは全部の貸し出しの7%前後である。今年9月末までに、不良貸し出しの比率は年初より2.6%下降した。

銀行の不良貸出問題を解決するには、総合的措置を講じる必要がある。大いに国有企業改革を推進し、社会信用を整頓し、金融法規を完全にするほか、根本的な出口は商業銀行の経営メカニズムを転換することである。商業銀行の資産の質を正確に反映させるために、中国はできるだけ明年から全国で正式に貸し出しの質の五段階分類管理を開始する。“十五”時期に、国有独資銀行が不良貸し出し比率を平均毎年2—3%下降させるよう監督しなければならない。不良資産の剥離で、国有独資銀行の不良貸出比率は10%近く下降した。債転股企業の資産負債率は平均73%から50%以下に下降し、80%の債転股企業が今年赤字から黒字に転換した。モラルハザードを防止するために、国務院は国有独資商業銀行に対して不良貸し出しの追加剥離を行なわず、現存の不良貸し出しは商業銀行が法により処理することを決定した」。^{注10)}

中国の四大銀行の不良債権比率が、1.4兆元の不良債権を剥離した後で、融資額の約27%に達していることは、日本の場合と比較しても大変に厳しいといえる。

金融庁によれば、日本の民間金融機関が抱える2001年3月末時点の不良債権（リスク管理債権）の合計は銀行全体で32兆5千億円（貸出金494.2兆円）、信用金庫・信用組合なども含むすべての民間金融機関では43兆4千億円（貸出金626.5兆円）。公表を始めた1993年以来、最大の規模となっている。^{注11)}

中国の不良債権問題は、解決可能なのか。中国の金融機関の不良債権問題は、日本の金融機関の不良債権問題よりも、相対的に厳しい状態にあるといえる。しかし、日本の場合と明確に異なる点が一つある。中国の場合、本来、財政で負担すべきものを銀行に負担させてきたという歴史的経緯があり、財政上の国家債務は中国の国内総生産（GDP）の20%以内である。更に経済の高度成長が続いている、預金の増加が著しい。2001年9月末現在、各種預金残高13.9兆元、15.9%増、企業預金残高4.9兆元、個人預金残高7.1兆元、各種貸出残高10.9兆元、域内中資金融機関外貨預金残高1348億米ドル、外貨準備高1957.6億米ドルとなっている。

上述の通り、人民銀行戴相龍総裁は、四大銀行の不良債権処理に、今後公的資金の投入は行なわないことを明らかにしている。しかし、現実には、四大銀行自身の努力だけで不良債権問題が解決できるとは考えられない。

中国には“隠れた債務”という考え方がある。表向きの国家債務は中国のGDPの20%以内であるが、不良債権処理には公的資金の投入は避けられない。更に、社会保障制度を確立し、養老年金を支払うこととなっているが、保険料の収入よりも支払いが多く、不足分は財政で負担せざるを得ない。この不良債権処理と社会保障制度のための財政負担が主な“隠れた債務”と見なされている。それでは、実際の債務と隠れた債務を合計すると、どの程度になるか。これについては、種々の推計があるが、中国の国内総生産（GDP）の70%程度

とするのが妥当とみられている。従つて、高い成長が続く限り、大きな問題は発生しないとされている。しかしながら、近年新しい問題が出てきた。高い成長を維持するために、積極的財政政策つまり、国債をどんどん発行して国内での投資に充てる拡張性財政政策をとっていることである。そもそも拡張性財政政策は、アジア金融危機後の一時的な政策であった。ところが、最近の状況を見ると、短期的政策ではなくなってきた。この政策が今後何年も続くようであれば、状況は変わってくることになる。

3. 国有商業銀行の改革

金融体制改革の重点は商業銀行の体制改革であるといえよう。社会主義市場経済体系を打ち立てるには、それに相応しい新しい形の金融体制が必要となる。この新しい金融体制の主体が近代的企業制度を備えた商業銀行である。また、企業改革は経済体制改革全体の核心であり重点である。企業改革はかならず商業銀行体制改革と一体として行なわねばならないことになる。

中国の世界貿易機関（WTO）加盟を直前にして、人民銀行戴相龍総裁は国有商業銀行の改革について発言している。その中で、「中国は国有独資商業銀行改革の歩みを速め、できるだけ5年前後あるいは更に少し長い時間をかけて四行の国有独資商業銀行を改革し、国際金融市场で一定の競争力のある現代化された大型商業銀行にする」「今年から始めて、三段階に分けて国有独資商業銀行に対して総合的な改革を進める。第一段階は、経営管理制度を更新し、株式制改革を進めるために条件を作る。第二段階は、条件のある国有独資商業銀行を改組して、国家が株式をコントロールし、国内企業、住民と外国資本が株式を保有する株式制商業銀行にし、商業銀行のコーポレートガバナンスを完全にし、商業銀行の経営メカニズムを根本から改善する。第三段階は、かなり長い時間の努力を経て、条件に合致する国家がコントロールする株式制商業銀行の株式を公開し、上場する」等と発言している。^{注12)}

四大国有商業銀行が、中国の金融機関全体でどの程度のシェアを有しているのであろうか。2001年6月末までに、中国工商銀行、中国農業銀行、中国銀行、中国建設銀行の4行の国有独資商業銀行総資産は既に11.4兆元で、全国の預金を扱う金融機関総資産の63%を占めるとされている。

国有商業銀行の収益力はまだまだ低いと見なされている。毎年初に収益状況が新聞紙上に報道される。2000年の収益状況の報道を見ると、中国工商銀行の利潤は50.6億元で前年比11億元増となっている。中国農業銀行については、預金が年初より2028億元増加し、うち貯蓄性預金の増加は934億元となっているが、利潤については報じられていない。

中国銀行は海外、国内拠点での利潤は116.46億元で、年間の利潤指標を超過達成し、銀行全体の資産は人民元換算で34327.92億元、8.25%増、海外機構の資産は1550.79億ドル、7.68%増と報じられている。中国建設銀行は国内、海外での利潤は84.9億元、前年比15.3%増と報じられている。^{注13)}

不良資産の多さに比して、収益力は極めて限定的といわざるを得ない。

“フォーチュン”誌が選んだ2000年世界500強中に、中国内地の9企業が入選した。その中に4行の国有独資商業銀行がすべて名を連ねており、工商银行、中国銀行、農業銀行、建設銀行がそれぞれ208位、255位、341位、364位となっている。銀行業の順位では27位、35位、48位、51位となっている。入選した理由は選定の一つの重要な指標が営業収入にあるためである。これらの銀行は規模が大きいので営業収入も多い。しかし、利潤がどれだけあるかは別問題である。^{注14)}

中国の商業銀行、特に国有商業銀行のうちの中国工商銀行と中国建設銀行における顕著な傾向として、個人向けローン、特に住宅ローンが増加していることがあげられる。

中国工商銀行について具体的な状況を見てみたい。1997年末に工商銀行の企業貸出の貸出全体に占める比率は98%以上であった。工商銀行の個人住宅ロー

ン残高は97年65億元、98年169億元、99年410億元、2001年5月中旬1300億元となった。個人住宅ローンの全貸出に占める比率は97年の0.2%から5.5%前後に上昇した。2000年末で工商銀行の総資産は4兆元を突破した。各種貸出残高は23000億元に達している。

工商銀行住宅貸出部劉子剛総經理によれば、工商銀行は2001年年間で累計1550億元の住宅ローンを融資する。うち新しく増加する融資が1000億元で、住宅開発ローン200億元、個人住宅ローン800億元となっている。2001年は住宅ローンの不良貸出比率を5%以下とすることを保証しなければならない。うち個人住宅ローンの不良貸出比率は0.4%以下としなければならない。1999年以降、個人住宅ローンの不良貸出比率は0.3%以下であった。2001年に出した個人住宅ローンの不良貸出比率は0.2%以下であった。2005年末までに工商銀行の住宅ローン残高は7000億元を超えるであろう。うち個人住宅ローン残高は5500億元に達し、全行の貸出残高に占める比率は15%に達する。^{注15)}

中国の金融機関で、リスク管理、特に信用リスク管理が一般的に不十分といえる。新しい金融業務として、住宅金融はまだ模索と経験積み重ねの段階である。個人信用体系、住宅交易市場等住宅金融発展の基礎条件はまだ不健全である。一部の商業銀行はまだ個人住宅貸出のリスクを正確に認識し把握することができないといいとされる。ある銀行は内部管理薄弱、審査が厳しくなく、はなはだしきは同一案件に重複して貸し出している現象もみられるとされる。

そこで、人民銀行は2001年6月に「住宅金融業務を規範化することについての通知」を出すなどして信用リスク発生の防止に努めている。具体的にどのようなことが中国で行なわれてきたか。例えば、住宅購入に当たって、借入人が自己資金を用意できないのに融資するケースがかなり一般的に行なわれた。そこで、中国の新聞も、「目下、中国では個人信用制度がまだ出来ていない。銀行がもし貸し出し条件を緩めることを手段として競争するならば、かなり大きな代価を支払わねばならないであろう」等と報じている。

人民銀行が1998年に出した「個人住宅貸付管理弁法」で、借入人は購入する住宅価格全額の20%を下回らない金額を頭金として支払わねばならないとしているが、実際には金融機関同士の競争で、こうした規則は無視されてしまったのである。人民銀行は市場行為を規範化し、公平な競争環境を擁護したいとしている。

中国では、銀行からの利潤上納を確保するため、近年に至るまで、貸倒引当金は年初の貸出残高の1%しか認められなかった。一部の銀行では、個人ローン等について、既に五段階分類を行ない、引当を開始しつつある。人民銀行は2002年度から正式に五段階分類を採用したい意向とされるが、不良債権の引当が十分でないことも問題といえる。

中国のWTO加盟二年後、外資銀行は中国企業と人民元取引が出来ることになる。加盟五年後には中国の個人と人民元取引が出来ることになる。外資銀行と中国の銀行とが正面から競争することになる時代が目前に迫っている。中国の銀行には、極論すれば、従来サービスというものは無かった。外資銀行が狙うのは中国の富裕層である。そこで、中国の銀行も個人客の差別化を始めた。「顧客情報、顧客の年齢層、収入水準、預金状況と銀行利潤への貢献度から顧客の細分化を行い、その中から目標顧客を選び、専門のマネージャーを配置し、銀行から彼らに対して金融財務サービスを行う。工商銀行は2001年に個人向け金融財務サービスセンターを400から1000に増やすことを宣言し、1万人の素質の高いマネージャーを選び、1億前後の個人顧客から200万人を選び、特別なサービスを提供することになった」。^{注16)}

4. 中国人民元について

最近、中国人民元が日本で関心を集めている。最近の新聞報道でも、「中国のWTO加盟が正式に決まり、人民元の切り上げを求める声が一段と広がってきた。国内企業の間で中国への生産移転が加速し、対日輸出が膨らんでいること

が背景にあるが、その裏には円安に対する期待が見え隠れする。

政府関係者に近いエコノミストは『政治家や経済界の人民元切り上げ論は中国の円安に対する批判を相殺する効果を狙っている』と見る^{注17)} 等と報じられている。

人民元問題を冷静に論じるには、まず人民元の歴史的背景を理解する必要がある。

人民元は固定相場時代に、金に対する価値を実質的に変えなかった。具体的には、1967年11月英ポンド14.3%切り下げの時も変えなかった。1971年12月スミソニアン多角的通貨調整で1米ドルが360円から308円になった時に、米ドルは金に対して7.89%切り下がったが、人民元は金に対する価値を変えなかった。

1955年から1971年12月まで1米ドルは2.4618元で不变であった。実際には、米ドル相場の公表は1970年代初めになってからのことであり、決済通貨としては主に英ポンドが使われていた。これは1950年の朝鮮戦争による米国の敵産管理法のため、米ドルが使えなかつたことによる。計画経済の時代は、為替レートは外国為替収支計画の編成と採算の標準とするだけであり、安定が要求された。外国為替は国家が統一収入、統一支出した。そのため、輸出入価格と為替相場は次第に乖離していった。

1973年3月、ブレトンウッズ体制が崩壊し、西側諸国が変動相場制を採用した。1973年から1980年まではバスケット方式によって人民元相場を計算した。しかし、バスケット方式も幣種の選択と平均の取り方に客観的根拠がなかったとされる。

1978年以降、中国は対外開放政策をとったが、貿易外取引では人民元は低すぎる、輸出入からみると高すぎるとされた。対外開放前には、安定と威信保持のため、人民元相場を高めに設定し、輸出入価格と為替相場が次第に乖離したことが、対外開放後の大幅切り下げの主な原因といえる。

1981年から内部決済相場が試行された。貿易決済は1米ドルが2.8元とされた。しかし、1984年末までに人民元相場はほぼ2.8元の水準まで下落し、内部決済相場は取消しとなった。内部決済相場の実施は、実際には二重相場制の実施であった。

内部決済相場が取消された後、1993年末まで公定相場と外貨調整センター相場が並存した。人民元相場は段階的に大幅切り下げされた。人民元切り下げの歩みは以下の通りである。

1985年10月 1ドルが3.20元となった。(小幅切り下げ取りやめ)

1986年7月 対外公定相場 15.8% 切下げ1ドル=3.7221元

1989年12月 対外公定相場 21.1% 切下げ1ドル=4.7221元

1990年11月 対外公定相場 9.57% 切下げ1ドル=5.2221元

1991年4月 人民元相場は管理フロートするようになった。

1994年1月、外為体制改革が行なわれ、人民元相場は統一された。

1993年末の時点で、公定相場は1米ドルが5.8元、外貨調整センター相場は8.7元であった。実際の取引には公定相場が全体の約2割、外貨調整センター相場は約8割使われた。従って、平均をとれば、統一後の相場水準は8.1元ないし8.2元であった。それを外貨調整センター相場の8.7元で統一したことと、外貨の供給が外貨需要より多いことで、94年以降、人民元相場が強くなり、2001年12月末現在、8.28元前後となっている。

1994年の外為体制改革後、人民元は「市場の需給に基づく単一の管理された変動相場制」となった。しかし、当局による管理の度合いが厳しいので、あたかも固定相場のような動きをしてきた。

国家外国為替管理局が1996年に出した規定で、銀行間外為市場米ドル取引レートは人民銀行が公布した中間値の上下0.3%の幅で変動する、となっている。1994年に外為体制改革が実施され、同年4月に上海に中国外為交易中心が成立した。現在会員は400余社である。この市場で人民銀行は公開市場操作

室を設立し、マクロ経済政策目標に基づいて、外為市場に対し、必要な介入を行ない、市場の需給を調節し、人民元レートの安定を保持している。

人民元はまだ当局による管理の度合いが強い。これから市場の需給によって従来より一層変動する方向に向うとされている。それでは、今後人民元は切り上がるのか、切り下がるのか。最近の新聞論調でも、切り下げについては否定的である。人民元切り下げに反対する主な理由として次の諸点をあげている。

- 「1. マクロ経済からみて、人民元切り下げの理由は無い。
2. 人民元を切り下げるに、香港ドルに影響する。アジア通貨の切り下げ競争が起きる可能性があり、中国と周辺諸国の関係に影響する。
3. 切り下げても輸出をどれだけ刺激するかは未知数である。
4. 切り下げは、国内企業の債務償還負担増となる。
5. 経済成長は主として内需によるので、相場政策は輸出だけで見るべきでない。

総合的にみれば、人民元切り下げで輸出を刺激し、経済成長を図るのは下策である」。^{注18)}

中国のWTO加盟は、人民元相場にどのような影響があるか。この点について、最近、中国の国家外為管理局郭樹清局長がおよそ次のように語った。

「WTO加盟後、輸入はかなり速く増加し、貿易黒字はある程度縮小するであろう。しかし、中国の外資利用の潜在力は大変大きく、資本項目で外資のかなり強い吸収力がある。従って、WTO加盟後の中国の国際収支について楽観している。最近2ヶ月、中国の外貨準備は毎月60余億ドル増加した。10月中旬には、2000億米ドルに達した。銀行間外為市場では供給が必要より大きく、10月末には1米ドルは8.2868元であった。前年末よりも13BP上昇した。1994年の人民元レート統一時から計算すると、人民元の名目レートは5%上昇した。良好なマクロ経済状況と銀行間外為市場の需給関係が人民元レートが引き続き安定を保持することを決定づけている」。^{注19)}

中国の高度経済成長は、輸出と投資と内需に依存している。米国と日本の同時不況、9月11日のテロ事件等で、中国の輸出も大きな影響を受けつつある。2001年の輸出は何とか前年比4%増を達成できるとの見通しとなっている。秋の広州交易会の状況からすると、2002年の中国の輸出は更に厳しいとの見方がある。ただ、外資企業が輸出の半分を担っているのが実情であり、中国が世界の工場となりつつあることから、大幅な落ち込みは回避できるとの見通しもある。人民元が切り上がりすれば、中国の輸出にマイナスであり、輸入はWTO加盟で増加が見込まれているのに、人民元切り上げは更に輸入増につながる。

中国としては、人民元相場の安定を第一としていると見て間違いなかろう。最近の報道を見ると、名目相場は94年以来、5%切りあがったが実質的にはかなり增值したとの見方を報じている。

5. 株式制商業銀行

中国の株式制商業銀行は、交通銀行、中信実業銀行、中国光大銀行、華夏銀行、中国民生銀行、広東発展銀行、深圳発展銀行、招商銀行、福建興業銀行、上海浦東発展銀行の10行である。合計4100余の機構がある。従業員は86800余人。域内自国通貨および外貨資産総額は約1兆4500億元となっている。^{注20)}

この10行の中で、交通銀行だけがやや特殊な存在である。毎年初に発表される銀行の収益状況については四大銀行と一緒に発表される。2000年の交通銀行の状況については、国内の本支店が実現した利潤は26億元で、計画指標の130%。2000年末の人民元預金残高は4045.57億元、19.51%増。外貨預金残高59.41億ドル、25.52%増。人民元貸出残高2913.8億元、19.62%増、と報じられている。

10行の株式制商業銀行はすべて上場を目指している。2000年に上場が批准されたのは民生銀行だけである。これは1991年の深圳発展銀行、1999年の浦東発展銀行に次ぐ三行目の上場である。その総資産は全金融機関総資産の約

11%を占める。四大国有独資商業銀行の株式制改造と上場については、政策上、制度上の障害は存在しないが、なお多くの問題がある。たとえば、自己資本比率が不足していること、収益水準がかなり低いこと、財務状況が公開披露できること等であり、上場企業の基準からかなりかけ離れている。国有商業銀行にとり当面の急務は不良債権比率の引下げ、自己資本比率の引き上げ、収益力の引上げ、資産の質的改善等である。

株式制商業銀行は、一般的には、国有商業銀行のように、国有企業に対する融資で、巨額の不良債権をかかえているということはない。

6. 地方性金融機関

中国の金融機関としては、三行の政策性銀行（国家開発銀行、中国進出口銀行、中国農業発展銀行）、四大国有商業銀行、10行の株式制商業銀行等のほかに、約90社の都市商業銀行（都市商業銀行の域内の自国通貨および外貨資産総額5547億元、資産総額が比較的大きいのは上海、北京、広州、天津の各都市商業銀行）、約800の地方市クラス都市信用社（資産総額1198億元）、数が多い農村信用社（農村信用社資産総額は13900余億元、各種預金残高7380余億元）がある。（本資料の数字は99年12月現在）^{注21)}

これら地方性金融機関の最大の問題は、支払いリスクを抱えていることである。つまり、預かった預金が支払えないというリスクである。諸改革で失業が増加している中で、預けた預金が払ってもらえないという問題は社会の不安定につながる。これら地方性金融機関の問題は地方政府の責任で解決しなければならない。しかし、地方政府に資金がない場合は、地方財政を担保として中央から借入を行うことになる。

人民銀行は、再貸出の手段を用いて、信託投資公司、都市信用社、農村合作基金等地方各類金融機関の支払いリスクを解決した。「2001年2月末までに、地方政府のこれら機構用借り入れ限度額は1144億元に達し、実際の借款額は

877億元となり、これら機構の市場からの平穩な退出を有効に支持し、金融と社会の安定を保証した」。^{注22)}

なぜ、このように多くの地方性金融機関が必要なのか。林毅夫北京大学教授は、次のように指摘している。「四大国有商業銀行を主とし、株式市場を副とする金融体系は労働集約型の中小企業にはあまりよいサービスを提供できない。その理由は、1に大銀行は中小企業を相手にするとコスト高となる。2に中小企業にとっては証券市場で資金調達するのは割にあわない。3. 真に中小企業を満足させられるのは中小銀行である。中国で目下一部の中小金融機関の不良債権問題が大銀行より深刻な状況なのは、われわれが過去に中小金融機関を重視しなかった結果である」。^{注23)}

地方性金融機関の中でも特に問題視されているのは、農村信用社である。人民銀行戴相龍総裁は、「2005年までに農村信用社全体の不良貸出比率を20%以下に抑制し、全国農村信用社のうち赤字信用社数を15%以下に抑え、大部分の信用社を社員が出資し、社員が民主管理し、主として社員の為にサービスする合作金融組織を作り、人民銀行は目下の監督管理と業界管理の二重職能から金融監督管理を主とする方向に移行する」と述べた。農村信用社の数字的背景を見ると、2001年4月末現在、中国農村信用社系統には各種機構10.2万社があり、うち法人機構は4.01万社、正式職員は65万人、各種預金残高1.58兆元、全金融機関の12%、各種貸出残高は1.05兆元、全金融機関の10%、うち農業貸出は65.5%となっている。^{注24)}

なぜ、農村信用社が問題視されているのか。かなり多くの農村信用社は合作金融でなく、更には主として農民のためにサービスするという発展方向からそれている。社員が民主的に管理するという点は形式に流れ、自らをコントロールする能力に欠け、経営管理が遅れている。農村金融機構には不当な競争や規則に反して高い利息をとるケースが存在する。許可を受けず勝手に金融業務を営む者さえある。^{注25)}

7. ノンバンク問題

広東国際信託投資公司 (GITIC) 問題は、外国金融機関に多大の影響を与え、中国のノンバンクばかりでなく、中国全土の各種金融機関への融資に大変慎重になった。「GITIC第一回弁済額は、各債権者の既に確定した債権金額の 3.54 %に過ぎなかった。破産管財人によって確定された債権者は 215 社、債権額は 207 億元となっている」。^{注26)}

GITICに次いで、日本で話題となったのは、大連国際信託投資公司 (DITIC) である。報道によれば、富士、興銀、住友など邦銀 6 行は、大連国際信託投資公司が要請している債権の 40% 放棄に応じる方針を固めた。6 行は合計 8500 万ドル（約 90 億円）の延滞債権を抱えており、3400 万ドル（約 36 億円）前後の損失を出すが、大連市が債権の全額保証を拒否しているため妥協した。^{注27)}

そもそも信託投資公司については、根拠法も無かった。「信託法」は 2001 年 4 月 28 日全人代常務委員会を通過し、同日公布、10 月 1 日施行に施行された。一つの新興産業として、中国の民法通則の中で信託活動の規範が欠けていた。契約法にも含まれていなかった。従って、出来るだけ早く信託法を制定することが求められていたのである。信託法の制定に先立ち、「信託公司管理弁法」が 2001 年 1 月 19 日、中国人民銀行から正式に颁布実施された。信託投資公司の監督管理は依拠する法が出来、同時に、信託投資公司の経営行為がさらに規範化されることとなったのである。「弁法」は次のように規定している。信託投資公司は主として信託業務を経営する金融機構である。信託投資公司の設立は、必ず中国人民銀行の批准を経なければならず、併せて「信託機構法人許可証」を受け取らねばならない。

ノンバンク問題で、外銀は中国への融資に慎重となり、「國際決済銀行 (BIS) 統計によると、主要各国の銀行は ITIC の経営危機がささやかれ始めた 1997 年後半以降、ほぼ一斉に中国からの資金を引き揚げ続けている。2000 年 6 月末の対中融資・信用供与残高は、邦銀がピーク時の 54% の 106 億ドル、英銀は 67

%の55億ドル、米銀は70%の20億ドルに落ち込んだ」。^{注28)}

中国側の見方は、借入能力が低下したのではなく、かえって債務償還能力が強いことを示している、というものである。2000年来、日本円、ユーロ等の為替相場が変動したことで、中国が持つこれらの通貨のドル換算額が減少した。外貨金利が高く、人民元金利が低水準に推移したことで、多くの外商投資企業が外貨を借りず人民元借り入れを行った。輸出が順調で貿易黒字は241億ドルに達した。外貨準備は短期対外債務の10倍を超えていた。^{注29)}

信託投資公司の大部分は、地方政府の責任である。地方政府の責任の問題を中央が資金を出して解決すれば、みな中央に依存することになる。しかし、地方の責任であっても、中央が放置すれば中国の対外信用に影響する。そこで、信託公司を徹底的に整頓することとした。「統計によれば、99年末で中国には合計239社の信託投資公司がある。人民元外貨資産は人民元換算合計6400億元近い。最初の信託投資公司が出来たのは1979年のことである。95年10月、中銀信託投資公司閉鎖、97年1月、中国農村発展信託投資公司閉鎖、98年6月、中国新技術創新投資公司閉鎖、98年10月広東国際信託投資公司閉鎖。99年2月に人民銀行は国務院の批准を得て信託投資公司の徹底的整頓を開始した」。^{注30)}

既に、管理弁法も出来、信託法も出来たので、今後は正常化に向うものと期待される。更に、中国のWTO加盟で外資との合弁のノンバンクが誕生する見込みとなった。最近の新聞報道によれば、米国のGMは中国で自動車ローン合弁会社設立を狙っている。報道では、APEC期間に、GMのChairmanスミス氏は、GMが中国で最初の合弁自動車ローン会社を作ることを明らかにした。スミス氏によれば、GMは現在中国での第二のコミットメントを積極的に推進している。すなわち、自動車ローンとサービス領域の最もよい経験とやり方を中国に持ってくることである。GM傘下のGM自動車金融サービス会社(GMAC)は既に十分準備している。米中間のWTO加盟の双務協定によれば、

中国がWTOに加盟すると、国外のノンバンクが中国で自動車ローンを提供できることになっている。そこで、GM自動車金融サービス会社は、すでに中国人民銀行に申請した。GMACの80余年の国際市場での経験を利用して、中国地元の市場を熟知している最も優れた金融機関と一緒に始めたい。目下、中国では自動車ローンで車を買う比率は世界平均水準より低く、10%－15%程度である。^{注31)}

この報道とあわせて、次の報道もある。国家科技部、国家計委の指導のもとで、自動車と社会発展研究諮詢センター、《自動車と社会》雑誌社は2000年後半より、中国に自動車金融サービス機構体系を作ることについてのF／Sの研究を開始した。課題組は特にGMの参加を招請した。1年の努力の結果、課題組は《中国で自動車金融サービス機構を設立することについてのF／Sと具体案の研究》と《中国自動車金融サービス会社管理弁法》草案提案原稿を書いた。課題組はこれらを正式に国家計委と中国人民銀行等関係部門に送る予定である。

中国のWTO加盟で、金融分野の開放が進む。中国のノンバンク分野もこれから大きな変化が見込まれる。

8. 信用問題

計画経済のもとでは、個人の信用は重要ではなかった。しかし、市場経済のもとでは、企業、個人の信用が重要になる。ところが、中国では個人の信用体系ができていない。既述のように、個人向け住宅ローンが増えてきたが、個人の信用状態が把握できないために、暫定的措置として、デベロッパーの信用に依存して融資しているケースもある。

上海では、2000年に上海個人連合征信（興信）制度が出来た。しかし、あまり有効に機能していないとされる。中国で、個人向けローンが活発になったのは、1999年3月、人民銀行が全国に「個人消費者金融を展開することについての指導意見」を出したことに始まる。上海の個人消費者金融の規模は迅速

に拡大したが、個人の信用問題はまだ解決されてはいない。信用問題が日増しに突出した問題になっている理由として、中国商業政策研究会万典武副会長は次のように述べている。「市場は球場のようなものである。試合の水準が低下し、秩序が混乱するのは、規則執行が厳しくなく、審判が公正でなく、チームのメンバーの水準が低い等の三つの原因がある。市場の信用がよくないのは、大体において三つの理由がある。①法規がしっかりとしていなくて、法の執行が厳しくない。中国の経済面では法律がフレームワークだけで、実施細則が整っていないため、多くの経済活動が依拠する法律がない。②審判が不公正である。中国の政府機構は大きすぎ、役人や半役人がかなり多く、行政と企業がわかれてしまおらず、一部の人は権力で私利をむさぼり、各種の税金費用罰金を任意に増減したりする。③市場主体の素質が低下し、行為がきちんとしていない。^{注32)}

こうした状態に対して、人民銀行も大いに関心を持ち、2001年度の三つの重点の中に、「金融サービス工作をしっかりとやる。出来るだけ3年の時間で、全国一体化の銀行カード交換ネットワークを作る。銀行貸出登記諮詢システムを引き続き改善する。個人興信制度建設を速める」ことを盛り込んでいる。

その他、信用体系確立について、シンポジウムが開かれる等の動きもある。契約違反、商業詐欺、三角債、借金返済の滞り、銀行不良債権はどのようにして治すか。消費者金融はどのようにして拡大するか。中国社会科学院世界経済・政治研究所と国家信息中心が主催した“中国信用管理体系高級論壇”で、専門家たちが提案した。国家信用管理体系を作る、商業化、社会化した信用格付け機関を発展させる、個人と企業に対する信用監督を完全にする、全国範囲で約束を破った場合の処罰メカニズムを形成する。このようにして、市場経済秩序を規範化し、市場環境を浄化する。^{注33)}

中国国民はそれぞれ背番号を持っており、主務官庁が決まれば、かなり早く個人信用体系が出来上がるとの見方もある。

9. おわりに

中国のWTO加盟が既に決まり、五年の過渡期を経て、外資銀行に対して内国民待遇を行うことになった。これは中国の商業銀行にとって厳しいチャレンジである。国有独資商業銀行の株式制改革の基礎工作、機構簡素化、人員削減、不良貸し出しの減少、金融機関に対する監督管理の強化、収益力向上、高級管理人材の育成、自己資本増強、金融機関の情報公開促進、情報の透明度向上等々中国の金融機関に課せられた課題は多い。

人民元相場市場化のためには、金利の市場化を推進する必要がある。中国の外貨預金、外貨貸出金利は既に基本的に自由化された。インターバンクコール市場および銀行間債券市場の金利もすべて自由化された。次には農村貸し付け金利を自由化する。都市商業銀行はまず貸出金利変動幅を引き上げる。預金については、まずCD金利を適当に自由化する。その後でその他の預本金利を適当に自由化する。人民銀行は預本金利の自由化にはかなり慎重な態度をとっている。金利自由化の後、まだ銀行協会の作用を発揮させねばならず、中央銀行も再貸出を用い、公開市場で市場金利水準を調節する。これらすべての工作は3年内に完成すると発表された。

しかし、2001年に入って戴相龍総裁は次ぎのように述べた。「中国の金利市場化の方向は変わらないが、歩みは穩當でなければならない。金利市場化には二つの意味がある。一に金利は市場資金の需給状況で決める。二に中央銀行は需要に基づいて適時に金利水準を調整し誘導する。中国の金利市場化改革は条件付で、計画的に進める。目下中国の産業資本は流動性が劣り、まだ国家が支援政策を行う必要がある。加えて中国の商業銀行、国有企业の自我拘束能力が強くなく、中央銀行の公開市場操作のツールと数量に限りがある。従って、目下の条件下では中国は金利を完全に市場で決めることはまた大変難しく、中央銀行は金融機関の預本金利に対して管理を実行する」。^{注34)}

金融分野は市場経済の根幹であるだけに、金融分野の改革が順調に進まない

と、中国経済全体に影響する。本稿で取り上げた各種の問題は、引き続き十分にフォローしていく必要がある。

[注]

- 注1) 「経済日報」2001年1月16日付け
- 2) 「経済日報」2001年1月16日付け、同18日付け
- 3) 「経済日報」2001年3月22日付け
- 4) 「経済日報」2001年5月23日付け
- 5) 「経済日報」2000年12月6日付け
- 6) 「経済日報」2000年12月14日付け
- 7) 「経済日報」2001年9月20日付け
- 8) 「経済日報」2001年8月8日付け
- 9) 「経済日報」2001年11月7日付け
- 10) 「経済日報」2001年11月2日付け
- 11) 「日本経済新聞」2001年8月3日付け
- 12) 「経済日報」2001年10月2日付け
- 13) 「経済日報」2001年1月13日付け
- 14) 「経済日報」2000年7月19日付け
- 15) 「経済日報」2001年5月30日付け
- 16) 「経済日報」2001年6月20日付け
- 17) 「日本経済新聞」2001年11月17日付け
- 18) 「絏済日報」2001年11月1日付け
- 19) 「絏済日報」2001年11月8日付け
- 20) 「絏済日報」2000年6月27日付け
- 21) 「絏済日報」2000年6月27日付け
- 22) 「絏済日報」2001年5月15日付け
- 23) 「絏済日報」2001年5月28日付け
- 24) 「絏済日報」2001年5月29日付け
- 25) 「劉鴻儒論中国金融体制改革下巻」p589-590、中国金融出版社
- 26) 「国際貿易」2000年11月14日付け
- 27) 「日本経済新聞夕刊」2000年6月1日付け

- 28) 「日本経済新聞」2001年1月30日付け
- 29) 「経済日報」2001年4月5日付け
- 30) 「経済日報」2000年8月30日付け
- 31) 「経済日報」2001年10月26日付け
- 32) 「経済日報」2001年2月19日付け
- 33) 「経済日報」2000年6月5日付け
- 34) 「経済日報」2001年1月18日付け

以上

The Chinese Reformation of Financial System The Present Situation and the Problems

Isao Okubo

ABSTRACT

China was approved to enter WTO in November, 2001. The Chinese financial circle will face severe competition with foreign financial institutions in China, because foreign banks will be allowed the same treatment with domestic banks in five years.

The problems of non-performing loans of the big four state commercial banks are quite grave. However, we have to see these problems in relation to Chinese fiscal problems. If we can expect the high economic growth, fiscal risks can be avoided.

In considering the future of Chinese yuan, we have to review the history of yuan carefully. Some of the Chinese local financial institutions are facing difficulties in paying deposits they received, which arouse serious social problems.

Many Japanese banks could not be repaid the loans which they lent to so-called ITICS (international trust and investment corporations). In considering the investment to China, we need to study the risks which are peculiar to China.

Key words

Non-performing loans, state commercial banks, local financial institutions, Chinese yuan, credit information system